

一、相关新法令、新政策

I 关于清理简并纳税人报送涉税资料有关问题的通知

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函〔2007〕1077号
【发布日期】2007-11-02
【实施日期】2008-01-01
【提 示】国家税务总局对国税系统征管业务中纳税人依申请程序所报送的资料进行了全面清理，清理结果包括：
n 取消了包括一般纳税人资格年审在内的 31 项办税业务；
n 减少了部分办理税务登记、认定管理等涉税业务时需要提供的涉税资料；
n 保留了包括单位纳税人设立登记在内的 218 项办税业务，并针对保留的办税业务编写了办理纳税人涉税事项操作指南。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7069785.html>

I 铝行业准入条件

【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】国家发展和改革委员会公告 2007 年第 64 号
【发布日期】2007-10-29
【实施日期】2007-10-29
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqg/2007gonggaot/20071113_171997.htm

I 关于修改年所得 12 万元以上个人自行纳税申报表的的通知

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国税函〔2007〕1087号
【发布日期】2007-11-02
【实施日期】2008-01-01
【提 示】国家税务总局对《个人所得税纳税申报表（适用于年所得 12 万元以上的纳税人申报）》进行了修改。自 2008 年 01 月 01 日起，年所得 12 万元以上的纳税人，使用修订后的申报表进行申报。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7064216.html>

一、関連する新法令、新政策

I 納税者が報告する税務関係資料を整理・簡略化・併合する関連問題に関する通知

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税函〔2007〕1077号
【発布日】2007-11-02
【施行日】2008-01-01
【コメント】国家税務総局は国税システム徴収管理業務中の納税者が申請手続きに従って報告する資料について全面的整理を行なった。整理結果には次のものを含む。
n 一般納税者資格の年度検査を含む 31 項目の税務手続を廃止した。
n 一部の税務登記手続、認定管理など税務関係手続を行なう際に提出が必要となる税務関連資料の数を少なくした。
n 団体納税者設立登記を含む 218 項目の税務手続については存続させ、存続させる税務手続を対象とした「納税手続者税務関連事項実務ガイド」を作成した。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7069785.html>

I アルミニウム業参入条件

【発布機関】国家発展改革委員会
【発布番号】国家発展改革委員会公告 2007 年第 64 号
【発布日】2007-10-29
【施行日】2007-10-29
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqg/2007gonggaot/20071113_171997.htm

I 年間所得 12 万元以上の個人の自己納税申告書を改訂することに関する通知

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税函〔2007〕1087号
【発布日】2007-11-02
【施行日】2008-01-01
【コメント】国家税務総局は「個人所得納税申告書（年間所得が 12 万元以上の納税者が行なう申告に適用される）」に対し改訂を行なった。2008 年 1 月 1 日より、年間所得が 12 万元以上の納税者は、改訂後の申告書を使用して申告を行なうことになる。
【法令全文】下記 URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7064216.html>

I 国家环境与健康行动计划

【发布单位】卫生部、国家环保总局、国家发展和改革委员会等

【发布文号】卫办监督发〔2007〕279号

【发布日期】2007-11-05

【提示】卫生部、国家环保总局、国家发展和改革委员会等发布了《国家环境与健康行动计划》(2007-2015)。根据该计划,中国将完善环境与健康法律法规和标准,具体包括进一步强化环境污染的法律责任,研究制订环境污染损害程度鉴定、赔偿程序和范围等具体赔偿办法及对污染者的法律援助办法,等等。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.sepa.gov.cn/law/qz/bmhb/200711/t20071116_112993.htm

I 国家環境健康行動計画

【発布機関】衛生部、国家環境保護総局、国家発展改革委員会など

【発布番号】衛弁監督発〔2007〕279号

【発布日】2007-11-05

【コメント】衛生部、国家環境保護総局、国家発展改革委員会などは「国家環境健康行動計画」(2007-2015)を発布した。本計画によると、中国は環境及び健康に関する法規・基準を整えて行くことになり、具体的には、環境汚染の法的責任を一層強化することや、環境汚染による損害程度の鑑定、賠償手続及びその範囲などの具体的賠償弁法、並びに汚染者に対する法的サポート弁法の研究・制定を行なうことなどが含まれる。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.sepa.gov.cn/law/qz/bmhb/200711/t20071116_112993.htm

I 商业、服务业诚信计量行为规范

【发布单位】国家质量监督检验检疫总局

【发布文号】2007年第162号

【发布日期】2007-11-08

【实施日期】2007-11-08

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zwgk/2007-11/15/content_806111.htm

I 商業、サービス業信用計量行為規範

【発布機関】国家品質監督検査検疫総局

【発布番号】2007年第162号

【発布日】2007-11-08

【施行日】2007-11-08

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2007-11/15/content_806111.htm

I 关于废止部分劳动和社会保障规章的决定

【发布单位】劳动和社会保障部

【发布文号】劳动和社会保障部令第29号

【发布日期】2007-11-09

【实施日期】2007-11-09

【提示】该决定废止了下列5件与现行法律法规相抵触/已被代替的劳动和社会保障规章:

规章名称	发布文号	废止理由
劳动合同鉴证实施办法	劳力字〔1992〕54号	与现有法律法规相抵触
外商投资企业劳动管理规定	劳部发〔1994〕246号	已被《劳动法》等法律法规代替
职业培训实体管理规定	劳部发〔1994〕506号	已被现有法律法规代替
企业职工工伤保险试行办法	劳部发〔1996〕266号	已被《工伤保险条例》代替
劳动和社会保障信访工作暂行规定	劳动和社会保障部令第4号	与《信访条例》相抵触

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-11/15/content_806779.htm

I 一部の労働社会保障規則を廃止することに関する決定

【発布機関】労働社会保障部

【発布番号】労働社会保障部令第29号

【発布日】2007-11-09

【施行日】2007-11-09

【コメント】本決定は下に示す現行法と抵触するか又は既に新法により代替された労働社会保障規則計五本を廃止した。

規則名	発布番号	廃止の理由
労働契約鑑定実施弁法	劳力字〔1992〕54号	現行法に抵触
外商投資企業労働管理規定	劳部発〔1994〕246号	「労働法」などの法規が代替済み
職業訓練実体管理規定	劳部発〔1994〕506号	現行法が代替済み
企業従業員労働災害保険試行弁法	劳部発〔1996〕266号	すでに「工傷(労災)保険条例」が代替
労働社会保障信访(直訴)作業暫定規定	労働社会保障部令第4号	「信访(直訴)条例」に抵触

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/ziliao/flfq/2007-11/15/content_806779.htm

I [关于印发《危险化学品建设项目安全设施目录（试行）》和《危险化学品建设项目安全设施设计专篇编制导则（试行）》的通知](#)

【发布单位】国家安全生产监督管理总局

【发布文号】安监总危化〔2007〕225号

【发布日期】2007-11-10

【实施日期】2007-11-30

【提示】该通知所印发的两件规范性文件，适用于中国境内新建、改建、扩建危险化学品生产、储存装置和设施，以及伴有危险化学品产生的化学品生产装置和设施的建设项目。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2007-11/14/content_805363.htm

【注】

Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；

Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I [中国积极制定创业投资配套政策](#)

日前，国家发展和改革委员会财金司副司长曹文炼表示，国家发展和改革委员会将会同有关部门加快推出《关于促进创业投资引导规范设立与运作的指导意见》，促进创业投资引导基金规范发展。同时表示，国家发展和改革委员会也正会同有关部门研究制定《创业投资企业债权融资管理规定》，为已备案的合格创业投资企业的债权融资提供法律支持。

根据计划，国家发展和改革委员会还将推动有关部门尽快设立创业板和完善产权交易市场，研究建立已备案的优秀创业投资企业和试点产业投资基金投资退出的绿色通道，引导创业投资企业和产业投资基金加强对企业的增值服务，优先支持创业投资企业投资和辅导的创业企业到创业板上市。

（摘自2007年11月06日《上海证券报》）

I [「危険化学品建設プロジェクト安全設備目録（試行）」及び「危険化学品建設プロジェクトの安全設備設計専門書の作成指導規則（試行）」を配布することに関する通知](#)

【発布機関】国家安全生产监督管理总局

【発布番号】安监総危化〔2007〕225号

【発布日】2007-11-10

【施行日】2007-11-30

【コメント】本通知によって配布される二本の規範性文書は、中国国内において、危険化学品の生産及び貯蔵する装置・施設の新築、改築、増築、並びに危険化学品の発生を伴う化学品生産装置・施設の建設プロジェクトにつき適用される。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2007-11/14/content_805363.htm

【注】

Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。

Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

I [中国は創業投資関連政策の制定に積極的](#)

先ごろ、国家発展改革委員会財政金融局の副局長である曹文煉氏が明らかにしたところによると、国家発展改革委員会は関係部門と共に、「創業投資導入（基金）の設立及び運営の規範化の促進に関する指導意見」の発布を急いでおり、創業投資導入基金の規範的發展を促進していく。同時に、国家発展改革委員会もまた関係部門と共に、「創業投資企業債権融資管理規定」の研究・制定を進めており、登録済みの合格創業投資企業の債権融資を法の面から支持することになる。

計画によると、国家発展改革委員会は、関連部門に対し、迅速に創業市場を開設し、財産権取引市場を整えるように働きかけ、登録済みの優秀な創業投資企業及びパイロット産業投資基金が投資から退く際のグリーンベルトを敷き、創業投資企業及び産業投資基金が企業に対する附加価値サービスを強化するよう導き、創業投資企業より投資又はサポートを受ける創業企業が創業市場に上場することを優先的に支持することになる。

（2007年11月6日「上海証券報」より）

I 企业所得税法实施条例已上报国务院

据有关专家透露,企业所得税法实施条例最后一稿已于近日上报国务院。条例对特定地区税收优惠的过渡期、高新技术企业的认定条件进行了规定,并对税收优惠规定、企业应纳税所得额的核算进行了细化。具体如下:

特定地区优惠税率的过渡期安排	<ul style="list-style-type: none"> - 经济特区、经济技术开发区及高新技术开发区 15%的所得税率,在 5 年内分别提升至 18%、20%、22%、24% 和 25%; - 沿海经济开发区 24%的税率在 2008 年一步到位执行 25%税率; - 中西部地区 15%的优惠税率将延至 2010 年到期; - 已经执行的所得税减免政策,将在 10 年内予以延续完成。
高新技术企业的认定	<ul style="list-style-type: none"> - 国家需要重点扶持的高新技术企业(可减按 15%征税)须具备以下条件:拥有核心知识产权;产品符合《国家重点支持的高新技术领域》范围;研发费占销售收入一定比例;高新技术产品收入占总收入一定比例及科技人员中占企业总数一定比例。 - 高新技术企业认定后 1 至 2 年将予以重新审定,不再符合条件的企业将被取消高新技术企业资质。 - 《国家重点支持的高新技术领域》包括 8 个大领域、140 多个子领域,符合上述领域的新产品,经专家委员会认定其先进性,并报相关部门共同审定其资质。
税收优惠	<ul style="list-style-type: none"> - 国债利息收入以及符合条件的居民企业之间的股息、红利等权益性投资收益免税,但不包括持有上市公司少于 1 年的股权性投资收益; - 非居民企业取得股息红利、利息、租金、特许权使用费等项目收入,减按 10%征税; - 创业投资企业投资未上市中小高新技术企业满 2 年的,可按投资额的 70% 抵扣应纳税所得额,不足抵扣的可在以后年度逐年延续抵扣; - 居民企业的技术转让所得 500 万元以内免税,超过部分减半征收; - 资源综合利用企业的应纳税额减按收入的 90%计算; - 企业开发新技术、新产品、新工艺发生的研发费用,按 15%扣除或摊销; - 购置环境保护、节能节水、安全生产等专用设备的可按投资额的 10%抵免应纳税额。

I 企业所得税法实施条例是既に国务院に報告された

専門家が明らかにした情報によると、企业所得税法实施条例の最終案はこのほど既に国务院に報告された。条例は特定地区の税制優遇の過渡期、ハイテク企業の認定条件につき規定を行っており、また税制優遇規定、企業の課税所得額の確定計算につき詳細な規定を行なった。具体的には次の通り。

特定地区優遇税率の過渡的措置	<ul style="list-style-type: none"> - 経済特区、経済技術開発区及びハイテク開発区における 15%の所得税率については、5 年をかけて 18%、20%、22%、24%及び 25%にそれぞれ引き上げていく。 - 沿海経済開発区の 24%的の税率は 2008 年に一度に 25%の税率に変更する。 - 中西部地区における 15%優遇税率は 2010 年まで延期する。 - すでに実施している所得税減免政策については、10 年以内に延長を終了する。
ハイテク企業の認定	<ul style="list-style-type: none"> - 国家による重点的なサポートが必要なハイテク企業(15%にて減徴)は次の条件を備えていなければならない。核心的知的財産権を有していること。製品が「国家が重点的に支持するハイテク領域」の範囲にあてはまること。研究開発費が販売収入の一定比率を占めること。ハイテク商品の収入が総収入の一定比率を占め、及びハイテク人員の人数が企業の総従業員数の一定比率を占めること。 - ハイテク企業の認定後 1~2 年で再度審査認定を行い、条件を満たさなくなった企業については、ハイテク企業の資格を取り消す。 - 「国家が重点的に支持するハイテク領域」には 8 つの大領域と 140 余りの小領域があり、上記領域に当てはまる新製品は専門家委員会によるその先進性の認定を経て、関係部門に報告され共同でその資格が審査される。
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> - 国債利息収入及び条件を満たす居民企業間の株式利息、配当金などの権益性投資収益は免税とするが、上場企業の 1 年に満たない株式権利性の投資収益を含まない。 - 非居民企業が得た株式利息・配当金、賃料、ロイヤリティーなどの科目の収入は、10%の税率にて減徴する。 - 創業投資企業が上場していない中小ハイテク企業に投資して満 2 年の場合は、投資額の 70%を課税所得額から相殺し、相殺しきれない部分については、次年度以降継続して相殺することができる。 - 居民企業の技術譲渡所得 500 万元以内は免税とし、超過部分は半減して徴収する。 - 資源综合利用企業の課税所得額は収入の 90%にて計算する。 - 企業が新技術、新製品、新しい生産方法を開発して生じた研究開発費は、その 15%につき控除又は償却する。 - 環境保護、省エネ・節水、安全生産などの専用設備は投資額の 10%を課税所得額と相殺できる。

企业 应纳 税所 得额 的核 算	- 明确了工资、财产保险、劳动保护支出、职工福利费、工会经费、职工教育经费、业务招待费、广告费等税前扣除、资产的税务处理具体范围和标准等。
---------------------------------	---

企業 の課 税所 得額 の計 算	- 賃金、財産保険、労働保護支出、従業員福利費、労働組合費、従業員教育経費、業務接待費、広告費などの税前控除、資産の税務処理についての具体的範囲及び基準などを明確にした。
---------------------------------	---

另外，相关部门已成立优惠政策清理组，对目前 100 多项涉及税收优惠的法律法规及内部文件等进行清理。有些优惠政策将被取代或取消，有些仍会暂时保留。作为对条例的补充，相关部门今后会根据实际操作需要出台单行文件，以细化、指导、落实相关规定。

(摘自 2007 年 11 月 14 日《中国证券报》)

このほか、関係部門は既に優遇政策の整理チームをつくり、現時点で 100 余りの税収優遇に関する法規・内部文書などにつき整理を行なう。優遇政策の中には新しい政策にとってかわられるものもあれば、廃止されるものもあり、また暫定的に存続させるものもある。条例への補足として、関係部門は今後実務上の必要に基づき、個別文書を発布し、関連規定につき詳細に具体化し、指導し、実行していくことになる。

(2007 年 11 月 14 日付けの「中国証券報」より)

I 中国即将公布鼓励进口技术和产品目录

2007 年 10 月 23 日，商务部在武汉召开了扩大先进技术设备进口工作会议。会议上传出消息，中国即将公布鼓励进口技术和产品目录。另外据了解，中国将以进口贴息等政策，加大对进口国内急需的先进技术和重要物资的政策支持力度。

(摘自 2007 年 11 月 16 日上海对外经济贸易委员会网站)

I 中国の輸入奨励技術・製品目録公布間近

2007 年 10 月 23 日、商務部は武漢にて先進技術設備の輸入拡大作業会議を開催した。会議中、中国は近く輸入奨励技術・製品目録を公布する見込みであるという情報が伝わった。また情報筋によると、中国は輸入利子補給などの政策により、国内で需要が切迫している先進技術設備と重要物資の輸入に対する政策上のサポートに一層力を入れることになる。

(2007 年 11 月 16 日付けの上海對外經濟貿易委員會ウェブサイトより)

I 关于劳务派遣的“三性限定”的简要解读

即将于 2008 年 01 月 01 日起实施的《中华人民共和国劳动合同法》(以下简称“《劳动合同法》”)第五章第二节(第 57 条至第 67 条)是针对劳务派遣这一特殊用工形式的专门性规定。其中，第 57 条和第 58 条的规定，确定了劳务派遣三方(即，劳务派遣机构、用工单位、劳动者)之间的基本法律框架。即，劳务派遣机构与劳动者通过签订劳动合同，形成劳动法律关系；劳务派遣机构与用工单位签订劳务派遣协议，建立民事合同法律关系；劳动者与用工单位之间没有直接的法律关系。

律师认为，通过采取劳务派遣的用工方式，企业在办理招退工、签订劳动合同、处理劳动争议、工资及社保费用的计算和发放等繁琐的事务方面节省了不少的精力和支出，企业及其决策者可以将更多的成本、精力投入到产品研发等方面。在实践中，由于劳务派遣用工方式的前述优势，不少企业对从一般员工到高级管理人员等内部岗位大量采取劳务派遣的方式，以达到降低人力成本的目的。以往的劳动法律法规对前述做法并无限制性的规定，因此，律师认为，企业的前述做法并不存在违法的风险。

但是，《劳动合同法》第 66 条规定，“劳务派

I 労働者派遣の「3つの限定」についての簡単な解説

2008 年 1 月 1 日より施行される「中華人民共和國労働契約法」(以下「労働契約法」という)第五章第二節(第 57 条～第 67 条)は、労働者派遣という特殊な労働使用形態につき専門性の規定を行なっている。このうち、第 57 条及び第 58 条は、労働者派遣に関与する三者(即ち、派遣元事業主、派遣先、派遣労働者)間の基本的な法律関係を確定している。即ち、派遣元事業主と派遣労働者との間では労働契約を結び、労働法律関係を築く。派遣元事業主と派遣先の間では労働者派遣契約を結び、民事契約法律関係を築く。派遣労働者と派遣先の間には直接の法律関係は存在しない。

労働者派遣という労働使用形態を採用することにより、企業は従業員の採用・解雇、労働契約の締結、労働争議への対応、賃金・労働社会保障費の計算・支給などの複雑な事務の面で少なからずの精力と支出を省くことができ、企業及びその決裁者は更に多くのコストや精力を製品の研究開発などの面に投入することが可能になる。実務上、労働者派遣による労働使用形態には前述のような長所があるので、多くの企業が人件費削減の目的を達するため、一般の従業員から高級管理職に至る内部の職務において大量に労働者派遣による労働使用形態を採用している。これまでの労働法

遣一般在临时性、辅助性或者替代性的工作岗位上实施。”律师认为，该规定首次将企业采用劳务派遣用工的范围限定为“临时性、辅助性、替代性”的工作岗位（以下简称“三性限定”）。

律师判断，通过上述劳务派遣的“三性限定”，立法机关希望减少企业滥用劳务派遣用工的行为，并达到提高劳动者的就业稳定性和劳动合同签订率的立法目的。律师认为，《劳动合同法》第 66 条对劳务派遣的“三性限定”存在下述问题：

1. “三性限定”确立了一项新的法律原则，但是不具有明显的强制性

首先，根据《劳动合同法》第 66 条的表述，对于劳务派遣的“三性限定”，企业只需要“一般”遵守，而不是“应当”遵守，因此，律师认为，劳务派遣的“三性限定”不具有明显的强制性，更大意义上是对企业今后采用劳务派遣用工进行的一种法律指导。

其次，《劳动合同法》虽然规定了劳务派遣的“三性限定”，但是并未规定企业违反劳务派遣的“三性限定”应当承担的法律责任。

综上，律师认为，《劳动合同法》第 66 条规定的劳务派遣的“三性限定”是一项确定劳务派遣的法律原则，一方面对企业采用劳务派遣用工的行为进行规范性指导，另一方面也含有为劳动行政部门今后进行劳务派遣方面的监管提供法律依据的意义。

2. “三性限定”目前缺乏明确的判断标准，可执行性不强

《劳动合同法》第 66 条虽然首次规定了劳务派遣的“三性限定”，但是并没有对“三性限定”的具体含义作出具体解释。律师认为，这可能是因为立法者考虑到实践中企业情况千差万别，而且不同企业的行业特性也不同，很难设计统一的标准。

鉴于上述情况，并结合上述第 1 点的分析，律师认为，由于劳务派遣的“三性限定”缺乏明确的判断标准，容易造成企业、劳动者的不同理解，从而发生劳动争议（例如，按照劳务派遣的“三性限定”，双方是否应当直接签订劳动合同）；此外，劳动行政部门和人民法院在处理劳动争议的过程中，也可能面临缺乏可直接操作的法律依据的局面。

律师理解，在目前法律暂无明确规定的情况下，对劳务派遣的“三性限定”问题可以按照下述方

規には前述のやり方に対する制限性の規定が設けられておらず、弁護士は、企業の前述のやり方には違法リスクは存在していなかったと認識している。

しかし、「労働契約法」第 66 条は、「労働者派遣は一般的に臨時的、補助的又は代替的な職務につき実施される」と定めている。本規定は初めて企業が労働者派遣を採用することのできる範囲を「臨時的、補助的、代替的」な職務に限定した（以下「3つの限定」という）。

弁護士が判断するに、立法機関は上述の労働者派遣に対する「3つの限定」を通して、企業による労働者派遣を利用した労務使用の濫用行為を抑制し、労働者の就業の安定性及び労働契約締結率を高めるといふ立法目的を達することを狙っていると考えられる。「労働契約法」第 66 条の労働者派遣に関する「3つの限定」には、下記問題が存在している。

1. 「3つの限定」は新しい法律原則を確立したが、明確な強制性を持たせてはいない

まず、「労働契約法」第 66 条の文言によると、労働者派遣の「3つの限定」について、企業は「一般的に」遵守すればよいのであって、遵守しなければならないのではない。このため、労働者派遣の「3つの限定」は、明確な強制性を有してはならず、企業が今後労働者派遣を採用する際における一種の指導規定としての意義の方が大きい。

次に、「労働契約法」は労働者派遣の「3つの限定」について定めたが、しかし、企業が労働者派遣の「3つの限定」に違反した際に負うべき法律責任については定めていない。

まとめると、「労働契約法」第 66 条が定める労働者派遣の「3つの限定」は、労働者派遣につき確定した一つの法律原則であり、一面では企業の労働者派遣を採用する行為に対し規範性の指導を行ない、一面では、労働行政部門が今後実施する労働者派遣に関する監督管理のために法的根拠を与えるという意義も包んでいる。

2. 目下「3つの限定」は明確な判断基準に欠け、実行力に乏しい

「労働契約法」第 66 条は、初めて労働者派遣の「3つの限定」を定めたが、しかし「3つの限定」の実質的中身については具体的な解釈を行っていない。これはおそらく立法者が実務上における状況が千差万別であり、各企業の業種の特性も異なっているため、統一の基準を設けることが難しいことを考慮したのであろう。

上述の状況に鑑み、上記 1 で行った分析と結び付け、弁護士が判断するに、労働者派遣の「3つの限定」には明確な判断基準が欠けており、企業と労働者の間で理解の齟齬を招きやすく、そこから労働争議（例えば、労働者派遣の「3つの限定」によると、双方は直接労働契約を結ばなければならないのではないか）に発展することも考えられる。このほか、労働行政部門及び裁判所は、労働争議の処理を行う過程において、直接適用することができる法的根拠が欠けているという事

式理解:

首先,劳务派遣的“三性限定”中,对工作岗位的临时性、辅助性、替代性要求是选择关系,企业采用劳务派遣方式用工的工作岗位特点满足其中之一即可。

其次,临时性、辅助性、替代性工作岗位的共同特点是:第一,相关工作岗位不是企业日常经营所必备的;第二,相关工作岗位与企业从事的主要业务的关联度不强,对企业的经营决策不产生重大影响;第三,相关工作岗位对专业知识、技术的要求不高,相关工作岗位的人员流动不会明显影响到企业的相关经营管理活动。

最后,律师认为,虽然劳务派遣的“三性限定”目前更大意义上还只是一个不具有明显的强制性的法律原则,但它毕竟对企业采用劳务派遣的用工方式进行了限定,企业在决定采用劳务派遣用工方式的过程中,不能完全忽视劳务派遣的“三性限定”的要求。并且,今后陆续出台的劳动法规、规章、政策等,可能会在《劳动合同法》第66条规定的法律原则的基础上,通过设定更具体明确的判断标准,进一步完善劳务派遣的“三性限定”的法律制度,使其具有更强的法律约束力和可执行性。

备注:

请点击以下网址,查看《中华人民共和国劳动合同法》的全文内容:

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-06/29/content_669394.htm

(里兆律师事务所 2007年11月16日整理编写)

態にも直面しかなない。

目下法律に明確な規定が存在しない状況においては、労働者派遣の「3つの限定」の問題については、下記方式により理解することができると弁護士は考える。

まず、労働者派遣の「三つの限定」の中で、職務の臨時性、補助性、代替性に関する要求は選択関係にあり、企業が労働者派遣を採用する職務の特徴がこのうち一つの要求を満たしていればよいことになる。

次に、臨時的、補助的、代替的な職務における共通の特徴は次の通りである。第一に、関係職務が企業の日常経営にとって不可欠ではないこと。第二に、関係職務と企業の主業務との関連性が強くなく、企業の経営決定に大きな影響を及ぼさないこと。第三に、関係職務の専門知識、技術に対する要求は高くなく、関係職務に携わる人員の流動が企業の関連する経営管理活動に明らかな影響をもたらさないこと。

最後に、労働者派遣の「3つの限定」は、現時点で明確な強制性を有さないただの法律原則としての意義が大きいが、そうは言ってもこれが企業による労働者派遣の採用につき限定を行なっているからには、企業は労働者派遣による労務の使用形態を採用する過程において、労働者派遣の「3つの限定」の要求を完全に無視することはできない。また、今後次々に公布されるであろう労働法規、規則、政策などは、「労働契約法」第66条が定める法律原則をベースとして、更に明確な判断基準を設けることにより、労働者派遣の「3つの限定」という法律制度を更に改善し、当該制度により強い法的拘束力と実行性を持たせる可能性がある。

備考:

「中華人民共和国労働契約法」の全文内容をご参照いただくには、下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2007-06/29/content_669394.htm

(里兆法律事務所が2007年11月16日付けで作成)